

## ○台東区芸術文化財団広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、台東区芸術文化財団広告事業実施要綱（平成20年6月13日台芸事第25号）第3条の規定に基づき、広告媒体への広告掲載の適否の基準を定めるものとする。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 公益財団法人台東区芸術文化財団（以下「財団」という。）の広告媒体に掲載する広告内容及び表現は、社会的な信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (一般的基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 財団の運営を妨げるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 広報媒体の本来の目的を妨げるもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公益財団法人台東区芸術文化財団理事長（以下「理事長」という。）が不適当と認める広告

### (業種又は事業者に関する基準)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業その他これに準ずる業種
- (2) 消費者金融
- (3) 占い、運勢判断に関するもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 社会問題を起こしている事業者
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が不適当と認める業種又は事業者

### (広告内容、表現等に関する基準)

第5条 次の各号に定める内容、表現等の広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 財団その他公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような印象を与えるもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 誇大又は誤認を招くような表現又は根拠のない表示
- (8) 射幸心を著しくあおる表現
- (9) 虚偽の内容を表示するもの
- (10) 責任の所在が明確でないもの
- (11) 広告の内容が明確でないもの
- (12) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- (13) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現が含まれるもの
- (14) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現が含まれるもの
- (15) わいせつ性を連想又は想起させるもの
- (16) 人体、精神又は教育に有害なもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、理事長が不適当と認める内容、表現等

(広告媒体ごとの基準)

第6条 理事長は、この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

付 則

この基準は、平成20年6月13日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。

付 則

この基準は、平成28年2月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。